

合同会社と株式会社の違いは？

Q 退職後に果樹園の事業を友人達と考えています。最近、合同会社の設立が多いようですが、株式会社と比較のポイントを教えてください。

A 会社を法務局に設立の登記手続きをして新設する際に、株式会社ではなく合同会社を選択する背景を次の表にまとめましたので、参考にしてください。(現在、有限会社の設立はできません)

▶ 合同会社と株式会社の比較

NO	内容	合同会社	株式会社
1	出資者	社員	株主
2	意思決定	社員の過半数又は総社員の同意	株主総会
3	会社の経営者 (業務執行者)	業務執行社員 (選任しない場合は社員全員)	取締役
4	所有者と経営者の関係	所有と経営は一致	所有と経営 → 原則分離
5	責任の範囲	有限責任	有限責任
6	役員の任期	任期なし	通常2年、最長10年
7	監査役	不要	1人以上
8	会社の代表者	各社員(代表社員の定めも可)	代表取締役
9	議決権	一人一議決権	一株一議決権(原則)
10	決算公告義務	無	有
11	定款作成・公証人認証	作成は必要 → 認証は不要	作成も認証も必要
12	利益の配分	定款で自由に規定	出資比率に応じる
13	設立登記の登録免許税	資本金の1000分の7 (最低6万円)	資本金の1000分の7 (最低15万円)
14	資金調達	株式発行ができない	株式発行など資金調達方法の幅が広い

▶ 法人税等の税金

気になるのは税金ですが、合同会社も株式会社も課税される税金は基本的に同じです。法人税や消費税、地方税では法人住民税・事業税などが課税されます。ただし、設立時にかかる最低の登録免許税が異なります。

▶ 合同会社と株式会社のメリット・デメリット

内容	合同会社	株式会社
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・設立費用を抑えられる ・所有と経営が一致しているため迅速な意思決定が可能 ・決算公告の義務がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用度や知名度が高く資金調達がしやすい ・上場による資金調達が可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・信用度が低く資金調達がしづらい ・出資者同士で意見対立があると意思決定が困難になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立に合同会社 비해費用が高く手間がかかる ・決算公告の費用や手間がかかる

合同会社の手軽さ、自由度の高さは魅力ですが、合同会社も株式会社も共同事業の運営は難しい点が多くあります。そして、個人事業に比べて会計・決算等も複雑ですので、十分な検討が必要です。

(ワンポイントアドバイス) 設立してからの税金は
合同会社も株式会社も基本は同じ！

※ 令和8年3月現在の会社法等に基づいています。今後改正があった場合は内容が変わります。